



# 全国の先進組合を紹介します！

テーマ：既存事業の延長線上での社会貢献／企業組合ジバング（山形）

## ●ドローンを活用したスマート農業の普及と農福連携

### ■背景・目的

代表が営んでいる建設業でのドローン活用技術とノウハウを、農薬散布などの農業分野へも展開することにより、農家の労働力の省力化と人件費のコスト削減やスマート農業に興味を持つきっかけにしたいと考えて事業化に着手し、企業組合を設立し、様々な事業を展開しています。

### ■取組みの手法と内容

代表を中心に、建設業での測量作業へのドローン活用のノウハウを積み重ねてきており、機体メーカーとの強い結びつきも活かしながら、各種事業を展開しています。現在はドローン機体の販売事業、ドローン整備事業、ドローン操縦に係る講習施設運営事業、ドローンによる防除事業、障がい者の農業参加を手助けする「ハートフル・ドローンプロジェクト」などを実施しています。

当組合は代表的なドローン機体メーカー（DJI社）の一次代理店の支店でもあるため、山形県と宮城県での農業用ドローンの販売を担っています。組合員4名が販売・講習・Web・事務などの得意分野を分担して事業を運営し、組合設立初年度ながらも、ほぼ計画通りの売上を達成す

ることが出来ました。これまで蓄積してきた豊富なノウハウを元に、メーカーとの結びつきを活かすことにより、展示会などでの事業のPRから、体験イベントの実施、認定教官による講習会の開催、購入後の充実した整備体制、トラブルへの対応など、トータルなサービスの提供を行っています。

機体は99万円程度と軽乗用車並の価格ではありますが、万が一墜落事故等が起きても、機体を“無償で何度でも修理又は交換を行う”といった、他にはないドローン専門店だから出来るサポート体制が充実していることも特徴であります。

### ■成果とその要因

初年度はほぼ目標通りの売上を達成、数年後には山形県内4地域に営業所・整備所を設ける計画を立てています。10年間にわたるドローン活用ノウハウを元に、購入前の相談や体験イベントを通じて農業分野への活用メリットをPRし、認定教官による教習の実施やドローン専門店の強みを活かし、機体の販売だけでなく、整備やトラブル対応ができることが大きな強みとなっています。

## 下請法クイズ

下請法は、下請取引において下請事業者の利益を守るための法律です。

今般、公正取引委員会中部事務所が公表している下請法に関するクイズから、問題をピックアップしました。

下請法って何？ という方も、是非一度チャレンジしてみてください！

**問題** 親事業者A社は部品の製造を委託している下請事業者B社との間で、支払方法を全額手形払から常に全額現金払にする代わりに、注文書に記載した下請代金から1%分を差し引くことを合意し、合意文書を取り交わして下請代金を支払っていました。

A社の経理担当者のSさん、Tさん、Uさんはそれぞれ次のようなことを考えています。理解が正しいのは誰でしょうか。

(Sさん) B社は話し合いに納得していたし、B社には申出があれば見直す伝えてあるので問題ないだろう。

(Tさん) B社とは、下請代金から差し引くことについて、あらかじめ合意文書を取り交わしているのだから、合意文書さえ保存しておけば問題ないだろう。

(Uさん) 社長や常務は「現金払はB社にとってメリットがあるし、下請代金から差し引く額は1%分と少額なので問題ないだろう。」と言っていたし、自分もそのとおりだと思うので問題ないだろう。

**答え** Sさん、Tさん、Uさんの3人とも間違っています。

**解説** 下請事業者から口頭又は書面により合意を得ていたとしても、下請事業者の責めに帰すべき理由がない場合に発注時に定めた下請代金を減じることは、「下請代金の減額の禁止」（下請法第4条第1項第3号）の規定に違反します。「下請事業者の責めに帰すべき理由」とは、例えば、瑕疵の存在や納期遅れがあり、適法に受領拒否や返品ができる場合に、受領拒否又は返品をして、その分に相当する額を減ずる場合などに限られています。

また、下請代金の支払方法について、手形を交付していたものを、一時的ではなく、常に現金で支払う方法に変更した場合は、そのことを理由に下請代金を減じることは金額の多少を問わず、下請代金の減額として下請法違反となります。

そのため、支払い方法を手形から、一時的ではなく、常に現金で支払う方法に変更する場合には、あらかじめ現金払に見合う単価設定を下請事業者との十分な協議の上で行う必要があります。

★公正取引委員会中部事務所が公表している下請法クイズはこちら★

⇒ [https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/chubu/oshirase.html#cmskuizu](https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/oshirase.html#cmskuizu)

Notice



協会けんぽ三重支部の加入者・事業主の皆さまへ

## 令和3年3月分(4月納付分)から協会けんぽの保険料率が変わります

三重支部の健康保険料率および介護保険料率(全国一律)は、令和2年度より引き上げとなります。

※任意継続被保険者の方は、本年4月分の保険料率から改定されます。

現行	健康保険料率	令和3年3月分～
9.77%	→	9.81%

現行	介護保険料率	令和3年3月分～
1.79%	→	1.80%



全国健康保険協会 三重支部

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

TEL.059-225-3317 (企画総務グループ)

受付時間/8:30~17:15(土、日、祝日を除く)

〒514-1195 津市栄町 4-255 津栄町三交ビル